

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

平成25年10月29日（火）

午後1時30分から3時30分まで

県庁：環境生活部共用会議室

配布資料

資料1：平成24年度ツキノワグマ保護管理事業実績報告書

資料2：平成25年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画書

資料3：平成25年度ツキノワグマに関する各種データ

1 開 会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員8人を紹介後、三坂自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（三坂自然保護課長）

（続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、本部会の定足数について、委員8人中7人が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により有効に成立していることが報告された。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明された。次に、青井部会長が挨拶を行った。）

青井部会長：去年から話し合い、ツキノワグマの特定計画を1年間実施して今回振り返るということと、来年度どうするかという大事な会議なので、皆様の御意見・御審議等、よろしく願います。

事務局：（以降の進行について、青井部会長に願います。）

3 審議事項

- (1) 平成24年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画の実績について
- (2) 平成25年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画について
 - 学習放獣及び生息状況調査について

- 市町村への権限移譲について

(3) その他

部会長：早速審議に入る。平成24年度ツキノワグマ保護管理事業実績について事務局より報告願う。

事務局：(資料1～3により説明)

部会長：質問、意見等、願う。では、私より。資料1の1ページ1被害防除対策の実績にクマの皮剥ぎ被害について被害防止対策の実証試験を行ったとあるが、具体的にどのような試験を行ったのか。

事務局：林業技術総合センターで行っている実証試験は市販の白いプラスチックのベルトを立木に巻きつける方法と荷造りテープを1.3メートルの高さまで巻きつける方法である。これらは資材が低コストで済む。他に資材費を全くかけない方法でどうにか防止できないかということで、孟宗竹を縦に分割したものをクマ剥ぎが起りやすい山側に刺すという試験を行っている。これは立木価格が低い中で防止対策が行えるため、資材費がかからない方法で行っている。平成22年から24年まで経過を見たが、どちらも被害は起きていない。資材費ゼロの方法は動物の慣れ等もあるが使えれば良いと考えている。

部会長：なるべく費用をかけず引き続き技術を活用して欲しい。他にあるか。昨年も議論したが、計画3の個体数管理で有害捕獲の目標頭数を掲げている市町村に違和感がある。捕獲とは個体数管理ではなく、被害管理で捕獲の目標数をたてること自体が妥当なのか疑問を感じる。実際に去年は目標数以上に捕っている市町村が多く、目標数とは何だったのかと思う。狩猟を含め、このくらい捕るとするのが個体数管理で捕獲目標頭数を掲げて、個体数管理とするのがいいのかと今回も思う。去年の会議の議事録はいただいていたか。

事務局：まとめた段階で各委員の皆様にお送りしたと思う。

部会長：今年も是非送っていただきたい。

伊澤委員：捕獲の目標数をたてることに私も違和感がある。個体数管理で捕獲頭数が予定の頭数を毎年上回ったら、結果として狩猟ができなくなり、それはおかしな話だ。有害捕獲は人身被害が起こる危険性がある。止むを得ずということであり、本来は電柵などの被害対策を施してゼロであるのが理想である。にもかかわらず何頭捕獲するのか。目標頭数を記載するのはおかしいと思う。

土屋副部会長：仙台市の個体数管理だが、実績が多いはずなのに出不入していない。

部会長：仙台市の捕獲頭数はどうなっているか。

事務局：H24は14頭である。

事務局：去年確かに議論した。ツキノワグマの場合、有害捕獲の積み上げが実態で、個体数調整で捕獲している市町村はない。計画に捕獲目標を掲げている市町村は、記載の仕方について誤解があると思う。ツ

キノワグマは保護する側面があり、守っていくために目標頭数を挙げる。あくまでも有害での捕獲が中心である。個体数調整の捕獲許可権限は移譲してないので、誤解があるかもしれない。

部会長：市町村で行わない個体数管理の項目がここにあるから何か書かなくてはならないか。項目の在り方を検討した方がいい。その他あるか。

伊澤委員：この件で、例えば川崎町の場合、被害防除対策がいろいろ書いてあり、有害個体の捕獲は被害防除対策の中の項目だと思う。一方仙台市の場合は、個体数管理で結構いいことが書いてあり、その中に錯誤捕獲の要因の検証とあるが、それは錯誤捕獲をしないための方策であって、どう評価して良のかよく分からない。それに、25年度にどう生かされているのかもよくわからない。もう少し具体的であるべきだし、項目の立て方や書き方も他の市町村と違うので、統一性を持たせた方がいいと思う。

部会長：今の意見に何かあるか。

事務局：今年度より各市町村で書いたものを情報提供している。統一するよう各市町村に指示したい。

部会長：御検討願う。その他あるか。

永井委員：昨年は原発事故等の影響で山に入る人が減り、餌の問題から食べ物はあったと思うが異常出沒した。傾向的なものがあつたのか理由があれば教えてほしい。

事務局：はっきりした理由は分からない。隣県でも異常出沒したので人為的な何かというより食べ物や気候的な影響ではないかと考えられる。

伊澤委員：この冬は山雪で春先の食べ物の出が遅かったため、里に下りて食べ物をあさり、そのまま居付いてしまったと思われる。里に近い所に多いクワやイチゴが7月頃から一気に成り始め、結果として5月から8月に里に出続けたのだと思われる。しかしその後出沒件数がぐっと落ちたのは、山奥のブナなどの実が大豊作だったからと考えている。

部会長：去年の5月、6月、7月に大量捕獲されているので、早く出てきた理由が分かれば解明の鍵になるかと思う。この時期はブナとかドングリは関係ない。その他、あるか。資料1実績報告書の大衡村、大崎市、色麻町は評価が全く書かれてない。7ページの川崎町の2の被害防除対策の実績は、左の計画の文章がそのまま書かれている。これは実績報告ではない。この様な書き方をしてきた場合、ここで議論する意味がないので市町村に返す等、何かしないといけない。評価があり次年度の計画ができるので、市町村にきちんとチェックしてもらい、不備があれば再提出する体制が必要だと思う。

事務局：次回よりきちんと対応するようにしたい。

部会長：よろしく願います。今、指摘された点を考慮する形で、この原案を承諾してよいか。それでは、議題2の平成25年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画について、事務局より報告願う。

事務局：(資料1～3により説明。)

部会長：県で新たに計画を立てた国有林への学習放獣、カメラトラップによる生息数調査の実施、緊急時の捕獲許可権限の市町村への移譲について、意見等をお願いする。

伊澤委員：資料2の1ページの2、個体数管理の(3)に「カメラトラップ法を用いて、県内のツキノワグマの個体数を推定する」とあるが、25年度の調査だけで推定するのか。また、資料3の9ページの目的の2行目に「個体を学習放獣(奥山放獣)する」とあるが、里に下りてきたら怖いことを理解させるのが学習放獣。奥山放獣は放す場所が奥山というだけで決してイコールではない。同じく1行目にモニタリング調査とあるが、モニタリング調査というのは学習放獣や奥山放獣しなくてもできる。この3つの用語をきちんと区別して使わないと分かりにくい。

事務局：生息数調査は今年度のプロット調査の結果、密度を出して推定することを考えている。用語の使い分けはうまくできていなかった。実態として、クマスプレーをかけて、いじめて奥山に放すということ想定していた。モニタリング調査は、生態を調べる意味でモニタリングと表現したが、言葉の使い分けができていなかったのを改めたい。

事務局：今回、複数の市町村に学習放獣の協力をお願いしたところ、放獣後の個体を心配する市町村が多く、最終的に仙台市のみ御協力をいただいた。また、既に有害捕獲で学習放獣の様なことを試した市町村からは、放獣してもまた戻ってくるという意見が多かった。単に学習放獣ではなく放獣した後、ツキノワグマの行動記録をテレメトリーで取り把握したいという工夫の結果、このような表現になったことを御理解いただければと思う。

伊澤委員：表現をよろしく願います。また、今年度の計画に個体数を推定するとあるが、どういう方法で一体どのように推定するのか。

部会長：先にお聞きですが、来年度も引き続き補足調査をするのか。

事務局：前回の調査で相当誤差が出たため、調査ポイント数を増やしたが、今年度は豊作年など様々な要因もあり、確かに単年度の計画はどうかというところはある。予算が厳しく、現段階では単年度の期間だが、実際の調査結果の計算上、前回よりも精度が高いと期待し、御理解いただければと思う。

部会長：状況は分かった。カメラトラップ法は、環境省から研究費を頂いて開発した。岩手県の北上高地を中心に大々的に実施したところ、月の輪の斑文が一頭一頭違うことが分かり、個体を識別化できた。併せてヘアートラップも設置し、カメラトラップとヘアートラップを比較したところ、それほど大きな差が無く、カメラトラップ法も有効であることが結論になった。しかし、広範の面積にちょこちょこ設置しても、地域の推定にはなるが県全体の密度にはならないので、県全体の正確な推定数値にはならない。数を増やす、期間を長くする、或いは複数年跨って実施することで、ヘアートラップよりは経費が安く比較的簡単に高い精度の推定値が出ると考える。宮城県は50か所で何か月実施するのか分からない

が、果たしてどこまで正確に出るのか、今年度の結果を見ないと分からない。費用等もあると思うが、場合によっては来年度も引き続き実施して、是非複数年かけて精度を高めていくことが必要ではないかと考える。

伊澤委員：部会長にお聞きしたい。今年度の結果を見てというのは、それを何と比較してなのか。今までのヘアートラップ法の結果と比較するのか。それに、今年度はブナの大豊作といった考慮に入れなければならない要因は沢山あるように思う。

事務局：豊作年のため、誘引する餌にどれくらいくるかによって、頭数の推計が変わると思う。前回並みの精度が出て、計算して推計値が出せる結果なら、成果として活用できると考えている。近県でクマの生息数調査の新しいデータが出ているので、関連付けて整合性が出てくるとも考えている。特異なデータの場合、調査自体よくなかったとなるかもしれないので、その辺の状況を確認したいと思う。

伊澤委員：前回のヘアートラップ法の結果と比較するということか。

事務局：基本的には、そうです。

伊澤委員：もし比較するなら、もう一回同じヘアートラップ法でもよいのではないか。なぜわざわざカメラトラップ法を使うのかよく分からない。例えば、今回3倍の数字が出たらどうするのか。また、自治体によっては計画書にクマが増えているから捕って減らすと断言しているところもある。それを事務局は受け付けている。今回、計画書と実績報告書に全部目を通したが、はっきり言うとこれはひどい。その他の点で、資料3の8ページの人身被害件数ですが、あれほどクマが出没した平成24年度に人身被害がゼロとなっている。こういう点はもっと注目して考察した方がいいと思う。

部会長：只今、酷いとおっしゃいましたのは、どの辺が問題なのか。

伊澤委員：一つは、個体数の推定で、何が基準で、どう検討するのが明確ではない。もう一つは、学習放獣や奥山放獣、モニタリング調査それぞれを理解して書いているとは思えない。さらにもう一つは、ブナの大豊作な今年度にあえて個体数調査をして推定しようとする意味がよく分からない。四つめは、各自治体より提出された実績報告書の項目3の個体数管理で、捕獲目標頭数を掲げるのはおかしい。これでは県は各自治体にクマの数を減らすように命じているようにも読み取れる。もしそうなら、各自治体に何頭捕れと言いながら、猟友会には一頭も撃つなと言っていることになってしまう。有害捕獲をできるだけ減らそうとしているのか、増やそうとしているのかがこの資料ではよく分からない。同じ様に仙台市の個体数管理についてだが、一頭にGPSを付けて、行動圏調査をしてもそれだけでは個体数管理にはつながらない。すなわち、ある自治体はクマが増え過ぎていると有害捕獲をし、ある自治体では一頭にGPSを付けて個体数管理をしたと報告している。両者は全くの異質なことなのに、県はこのような報告をそのまま受け付けて、今回の資料として出している。これでは県の保護管理計画とは言えない

のではない。県がヘアートラップ法やカメラトラップ法をさらに工夫して、個体数調査の精度を高める努力をした上で、県の保護管理計画とはこういうことですよ、こういうことについて各自治体はどうしますかと、県と各自治体が十分に調整を取ることができるようにすべきと思う。今回の資料ではそういう調整が充分に取れていないように思えてならない。ヘアートラップ法とカメラトラップとどちらが少しはましだということではなく、個体数推定の精度をできる限り上げることこそが保護管理の出発点であるはずである。

事務局：御趣旨、よく理解できました。昨年度のこの部会で、カメラトラップで正確な数字に基づく計画を立てるべきという御意見があり、この事業を組んだ。その段階では、豊凶の状況等が出ておらず、たまたま今年度は豊作年となった。色々なデータよりヘアートラップとカメラトラップの精度の差は、ほぼ同等の結果が出ると理解して進めているが、果たして本当にその様になるのか、やってみないと分からなく、知見を積み重ねていきたいと考えている。市町村計画の整合性だが、県と市町村はそれぞれ独立した対等な立場で、どこまで指導しきれるか約束し難い部分もあるが、可能な限り御趣旨のような指導で、整合性がとれるようにしたいと思う。ツキノワグマの保護管理計画の基本は保護で、危険や農作物被害がある場合に止むを得なく有害で捕獲するが、本来の個体数調整とは若干色彩が違う。保護管理計画の作り方でこのような記載になっているが、馴染み難い点もあるので工夫したい。

事務局：問題になっている個体数管理ですが、県は個体数調整ではなく、あくまでも個体数管理です。クマはイノシシやシカと違い目標を立て沢山捕りましょうという獣ではない。しかし、市町村によっては他の鳥獣に合わせて、機械的に数字を入れている感がある。クマの有害捕獲は、あらゆる防除策を講じても捕獲以外に手立てが無く、止むを得ない場合に限ることを市町村に説明し、計画の立て方、書き方についても改善したいと思う。

部会長：個体数管理は県がやることというのであれば、各市町村に捕獲目標数を挙げさせること自体がおかしい。それは市町村がすべきことではない。止むを得ない場合、捕獲していいなら、10頭獲りますなどという目標は矛盾しているので、再検討する必要がある。伊澤委員が指摘した点で、岩手県の例を引き合いにすると、岩手県は専門の研究者を中心に3年かけて大々的なヘアートラップ調査をした結果、第二次の推定計測数1700頭から今回3300頭と倍増した。それに基づき、今年から一部市町村で春季捕獲を始めた。また、年度の計画期間を4月から3月にしていたが、有害捕獲でいっぱい捕ると狩猟自粛は数年おきとなり、宮城県同様、狩猟する人がいなくなることが問題だった。銃は撃たれたら人間が怖いと思うが、檻捕りは檻に入ったら最後で、クマに与えるインパクトがなく、捕り方としては良くない。利用価値も少ない。そこで、岩手県は狩猟期間から入り春季捕獲を踏まえて、最後に1年間という計画に変えた。要するに、ハンターになるべく山に行って捕ってもらい、ある程度、個体数を抑えよ

うというスタンスである。宮城県も個体数を維持していく一方で、各市町村に捕獲目標数を出させていること自体、矛盾しているのでは是非を再検討願う。もう一件、学習放獣の件。国有林に放獣の約束を取り付けたことは格段の成果で、東北森林管理局の突破口を開いた。これから非常にやりやすいと思う。これは、あくまでも学習放獣に限る話で、個体数調整で捕ったクマを放すまでにはなっていないという理解でよいか。

事務局：はい。今のところ、そうです。

部会長：全てのクマに発信機を付けて放すのは不可能だが、これを足がかりに放獣も次のステップで有りという観点で進めてほしい。学習放獣に限り国有林は許さないとなると、一般の奥山放獣ができなくなるので、その辺は引き続きお願いしたい。その他、ありますか。

土屋委員：部会長にお聞きします。カメラトラップはこの設定、この個数でいいのか、その辺りをお聞きかせ願う。

部会長：ヘアートラップはお金がかかる。規格の問題で前回のヘアートラップは10か所。それに比べカメラトラップは同じような精度で安価な分、調査箇所が増やせ、より精度が高められる。今回は予算の限界で50か所だが、これで精度が高まるのか若干疑問がある。特に今年はブナの豊作年で、行動がいつもの年と違うかもしれない、トラップに引き寄せられずにブナを食べるクマもいるかもしれない。そういう意味では複数年度に渡り調査する必要があるかもしれないが、今までの宮城県の調査より比較的精度の高い成果が見られる可能性がある。その他、只今の実施計画について、問題点がいくつか指摘されている。特に個体数管理の項目に有害捕獲目標を挙げていることを含め、項目自体の在り方を再検討されることで、その他のところは認めるという条件付の承諾でよいか。はい。それでは、この件は条件付きで承諾とする。その他、何かあるか。

千葉委員：個体数管理ですが、クマの場合は毎年50頭が制限数になっており、有害鳥獣捕獲で50頭を超えてしまうと、毎年自粛となる。ハンターから捕獲隊員だけが捕り、なぜ一般のハンターは捕れないのかと苦情がくる。ハンターに説明する必要があるが、50頭という数字は元々何なのか、はっきりしていない。例えば、一か月や二か月狩猟してから自粛すればいいのかと思う。他に、放獣は大変難しい。例えば、親が檻に入った場合、相当暴れるため、人間は近寄れない。暴れているクマをどうやって放すのか。暴れて鉄棒を噛むので歯がボロボロになり、これでは山に放しても生きられない。子供は歯が痛いので、それほど噛みずらに暴れない。子供なら放獣できるのではというのがハンターの意見だが、子供は親がいなければ生きられないので、放獣は難しい。私は一年なら一年、猟期を空けてクマも狩猟してもいいとした上で、捕った後の経過を見てみたらいいと思う。

部会長：里に出てくるクマが増えるので、ハンターの方が率先してクマを捕れる状況維持を考慮した施策を

実施してほしい。檻捕りが全てではないことを検討願う。

事務局：檻に入ったクマの体が痛んで放獣できないということで、極力クマが痛まないように檻の構造を工夫することを考えている。捕獲自粛願いは平成22年と24年の隔年であり、また今回の計画では年間50頭から計画期間内に200頭と改め、極力狩猟状況の維持を考えている。幸い今年度は20頭なので例年の傾向通りであれば、狩猟可能と思われる。狩猟で何頭捕るかにもよるが、今回は50頭と一定の基準で、ある程度の数で来年度に持ち越し可能かと期待もしている。実際に来年、相当数の有害捕獲があった場合、部会で相談しながら極力狩猟文化を守る側面を含めて、知恵を絞っていきたいと考えている。

千葉委員：クマが学習できないが、放獣の研究のために麻酔銃も方法の一つ。

部会長：麻酔銃はあまりない。

千葉委員：考え方の一つとして、学術研究のためにやらざるを得ない場合である。

事務局：今回想定しているのは、わなに入っているものに麻酔を掛けて、その後スプレー等で人間を嫌がるような状態にして、放獣するという手順です。果たして放獣に適したクマが実際掛かるか、今年状況では難しいと考える。このような取組をしながら皆さんの理解を得て、クマの保護管理に努めるのが重要と考えており、よりブラッシュアップしていけたらと思う。

千葉委員：捕獲数が春先に最も多いのは親熊と小熊が一緒だからだ。

部会長：放獣しても、また戻ってくると意見があったが、実際そのとおりで半分くらいは戻ってくる。しかし、戻ることイコール再被害とは限らない。戻ってきても被害を起こさない場合もあることを地元の方への説得材料として使ってほしい。それでは、他に何もなければ進行を事務局にお返りする。

事務局：(閉会を告げる。)